

006GCDPB

349047

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式



【表紙】
【提出書類】 変更報告書 No. 1
【根拠条文】 法第 27 条の 26 第 2 項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 ジーイー・アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 久保田 秀樹
【住所又は本店所在地】 東京都港区赤坂一丁目9番20号第16興和ビル南館
【報告義務発生日】 平成 17 年 12 月 31 日
【提出日】 平成 18 年 1 月 11 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 4 名
【提出形態】 連名

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	千代田化工建設株式会社
会社コード	6366
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	神奈川県横浜市鶴見区中央二丁目 12 番 1 号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジーイー・アセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区赤坂一丁目9番20号第16興和ビル南館
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和61年5月1日
代表者氏名	久保田 秀樹
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	有価証券に関する投資顧問業務及び投資・任業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ジーイー・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス部 増古 春枝
電話番号	03-(6230)-1304

(2)【保有目的】

純投資（投資・任契約に基づく信託財産の運用のため）

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)			253,000 株
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 253,000 株
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	253,000 株	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 12 月 31 日現在)	S 192,465,529 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	0.13%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	0.11%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項ありません。

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジー・イー・アセットマネジメント・インコーポレイテッド (GE Asset Management Incorporated)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、コネチカット州 06904-7900、スタンフォード市、 サマーストリート 3001 番地 (3001 Summer Street, P.O. Box 7900, Stamford, CT 06904-7900, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 2 月 16 日
代表者氏名	ジョン・H・マイヤーズ (John H. Myers)
代表者役職	プレジデント／チーフ・エグゼクティブ・オフィサー (President & Chief Executive Officer)
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ジーイー・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス部 増古 春枝
電話番号	03-(6230)-1304

(2)【保有目的】

純投資（投資・任契約に基づく顧客資産の運用のため）

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)			8,582,655 株
新株引受権証書 (株)	A	-	G
新株予約権証券 (株)	B	-	H
新株予約権付社債券 (株)	C	-	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 8,582,655 株
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 8,582,655 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 12 月 31 日現在)	S 192,465,529 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	4.46%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	4.83%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項ありません。

3【提出者（大量保有者）／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジーイー・アセットマネジメント・リミテッド (GE Asset Management Limited.)
住所又は本店所在地	英国、ロンドン、エイガーストリート6番地 (6 Agar Street, London, UK)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成7年7月27日
代表者氏名	ギャヴィン・ヒル (Gavin Hill)
代表者役職	チーフ・エグゼクティブ (Chief Executive)
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ジーイー・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス部 増古 春枝
電話番号	03-(6230)-1304

(2)【保有目的】

純投資（投資・任契約に基づく顧客資産の運用のため）

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)			15,000 株
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 15,000 株
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 15,000 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 12 月 31 日現在)	S 192,465,529 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	0.01%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	0.01%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項ありません。

4【提出者（大量保有者）／4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジーイー・アセットマネジメント・カナダ・カンパニー (GE Asset Management Canada Company)
住所又は本店所在地	カナダ、ケベック州、モントリオール、スイート 1401、ビルマリー 1 プレイス (1 Place Ville-Marie, Suite 1401, Montreal, QC Canada)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 12 年 9 月 6 日
代表者氏名	キース・G・スミス (Keith G. Smith)
代表者役職	プレジデント (President)
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ジーイー・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス部 増古 春枝
電話番号	03-(6230)-1304

(2)【保有目的】

純投資（投資・任契約に基づく顧客資産の運用のため）

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)			139,917 株
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 139,917 株
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 139,917 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 12 月 31 日現在)	S 192,465,529 株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	0.07%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	0.07%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項ありません。

第 3 【共同保有者に関する事項】

該当事項ありません。

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ジーイー・アセットマネジメント株式会社
- (2) ジー・イー・アセットマネージメント・インコーポレイテッド (GE Asset Management Incorporated)
- (3) ジーイー・アセットマネージメント・リミテッド (GE Asset Management Limited.)
- (4) ジーイー・アセットマネージメント・カナダ・カンパニー (GE Asset Management Canada Company)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券(株)			8,990,572株
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 8,990,572株
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	8,990,572株	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年12月31日現在)	S 192,465,529株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	4.67%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.02%

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that **GE Asset Management Incorporated** a corporation organized and existing under the laws of **Delaware, U.S.A.** with its principal office at **3001 Summer Street, Stamford, CT U.S.A.** (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints GE Asset Management Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned power to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 4th day of January, 2006.



Name: Scott A. Silberstein

Title: Vice President

(訳文)

委任状

アメリカ合衆国デラウェア州法に基づいて設立され存続し、本店をアメリカ合衆国コネチカット州、スタンフォード市、サマーストリート3001番地に有するジー・イー・アセットマネジメント・インコーポレイテッド（以下「当社」という。）は、ジーイー・アセットマネジメント株式会社を代理人と定め、当社を代表して当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第2章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2006年1月4日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

(署名)

スコット・A・シルバースタイン
バイス・プレジデント

上記正訳しました。

平成18年1月11日

ジーイー・アセットマネジメント株式会社
増古 春枝



GE Asset Management

GE Asset Management Limited
6 Agar Street
London, WC2N 4HR
United Kingdom

T +44 (0)20 7599 5200
F +44 (0)20 7599 5242

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that **GE Asset Management Limited** a private limited company organized and existing under the laws of **England** with its principal office at **6 Agar Street, London, UK** (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints GE Asset Management Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned power to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 30th day of December 2005.

(signature)

Name

Title:


GAVIN HILL
Chief Executive

(訳文)

委任状

英国法に基づいて設立され存続し、本店を英国、ロンドン、エイガーストリート 6 番地に有するジーイー・アセットマネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、ジーイー・アセットマネジメント株式会社を代理人と定め、当社を代表して当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第 2 章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2005 年 12 月 30 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

(署名)

ギャヴィン・ヒル
チーフ・エグゼクティブ

上記正訳しました。
平成 18 年 1 月 11 日
ジーイー・アセットマネジメント株式会社
増古 春枝



GE Asset Management

1 Place Ville-Marie, Suite 1401
Montreal, Quebec H3B 2B2
Canada

T 514 394 2940
F 514 397 6786

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that **GE Asset Management Canada Company** a company organized and existing under the laws of **Nova Scotia, Canada** with its principal office at **1 Place Ville-Marie, Suite 1401, Montreal, QC Canada** (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints GE Asset Management Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned power to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 4th day of February 2006.

Name: Louis-Daniel Desjardins

Title: Vice-president

(訳文)

委任状

カナダ・ノバスコシア州法に基づいて設立され存続し、本店をカナダ、ケベック州、モン
トリオール、スイート1401、ビルマリー 1 プレイスに有するジーイー・アセットマネ
ジメント・カナダ・カンパニー（以下「当社」という。）は、ジーイー・アセットマネジ
メント株式会社を代理人と定め、当社を代表して当社のために下記の行為を行う権限を委任
する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」
という。）の株式の保有に関し、証券取引法第2章の三に基づき基準日の届出書、株式
大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成し、捺印し、
関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2006年1月4日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

(署名)

ルイス・ダニエル・デジャルダン
バイス・プレジデント

上記正訳しました。
平成18年1月11日
ジーイー・アセットマネジメント株式会社
増占 春枝